平成２８年（フ）第１２６号
川崎市高津区新作１丁目25番５号
破産者　有限会社第一加工
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
川崎市中原区上小田中１丁目２番６号
破産者　有限会社土井空調設備
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
川崎市川崎区渡田２丁目20番３号
破産者　株式会社フローラルノート
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
川崎市川崎区南町18番地９ライオンズマンション川崎第６―601、登記簿上の住所川崎市川崎区南町18番地９ライオンズマンション川崎第６―602
破産者　有限会社タマキ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市武１丁目19番17―305号
破産者　有限会社松栄建工
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５４号
岐阜市粟野西６丁目23番地
破産者　有限会社山田外装総合企画
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５１９号
静岡市駿河区曲金１丁目９番24号
破産者　株式会社静岡クリエイティブワークス
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４８６号
岐阜県瑞穂市稲里496―２　ライオンズビル506号室、開始決定時の住所名古屋市昭和区小坂町２丁目13番地の２（アイビーハイツ306号）
破産者　二村有紀江
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９５５号
三重県伊勢市浦口４丁目２番19号
破産者　有限会社伊勢度会保健企画
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市香寺町犬飼６番地30、従前の住所兵庫県神崎郡市川町下瀬加1184番地の４
破産者　長尾　浩三
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１４３号
松江市川原町265番地３
破産者　有限会社エム・ケイ急配
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４４号
高知市大津乙1008番地８　コープ大津
破産者　株式会社市左衛門カンパニー
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５４号
高知市大津乙1008番地８　コープ大津101
破産者　江口　泰輔
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６６９号
熊本市北区植木町正清1078番地２
破産者　有限会社桑原タイル工業
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７６号
茨城県ひたちなか市大字東石川3379番地の27沢畠コーポ104
破産者　有限会社平成電器
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０４１号
東京都府中市若松町１丁目24番地の７ヴィレッジ楓１号棟202
破産者　金井万智子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８６号
東京都町田市中町４丁目９番22号ピアレジ青山Ⅱ205
破産者　菅原　　佑
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２９９号
東京都町田市小野路町1677番地１新倉ハイツ101
破産者　石川　裕之
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１５号
東京都府中市宮西町４―11―１アネックス府中第二405、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市寿町３丁目10番７メゾン藤901
破産者　創薬アライアンス株式会社
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１６号
東京都府中市宮西町４丁目11番地の１アネックス府中第二405
破産者　赤塚　重治
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４２３号
東京都昭島市上川原町３丁目８番20号
破産者　島野　佳惠
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部